

# 雲仙市中期財政計画

## ( 第 3 期 )

期間：平成 2 9 年度～令和 3 年度

平成 2 9 年 3 月  
(令和元年 9 月一部改訂)

はじめに

本市の財政状況について、平成 27 年度の決算統計（速報値）により、主な財政指標（財政状況を判断する数値）を県内の 13 市で比較すると、

- ・ **経常収支比率**は、平均が「87. 5%」であるのに対し、雲仙市は「80. 6%」と、低い方から 2 番目となります。
- ・ **実質公債費比率**は、平均が「7. 0%」であるのに対し、雲仙市は「4. 6%」と、低い方から 2 番目となります。また、地方債の繰上償還を積極的に行っており、標準財政規模に対する地方債現在高の割合は、平均が「185. 5%」であるのに対し、雲仙市は「121. 5%」と、最も低くなります。
- ・ **将来負担比率**は、平均が「36. 1%」であるのに対し、雲仙市は「－（ハイフン）」となります。※将来負担比率が負の値になる場合は、「－」表示。

いずれの指標も数値は低く、本市の現時点での財政状況は、比較的健全な状況にあることを示しています。

<p>経常収支比率……人件費・扶助費・公債費などのように、毎年度経常的に支出する経費に、地方税・地方交付税などの経常的な一般財源収入がどの程度充てられているかを示す比率で、この指数が小さいほど、財政に弾力性があるといえます。（数値が低いほど好ましい。）</p> <p>実質公債費比率……借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率で、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下します。（数値が低いほど好ましい。）</p> <p>将来負担比率……一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。 (350%以上で早期健全化団体となる。)</p>
--

しかし一方で、

- ・ **財政力指数**は、平均が「0. 37」であるのに対し、雲仙市は「0. 27」と、低い方から 6 番目であり、県央地区の大村市（「0.60」で 1 位）や諫早市（「0.51」で 4 位）と比較した場合、本市の数値は非常に低く、財政基盤が脆弱であることを示しています。

<p>財政力指数……地方公共団体の財政力を示す指数（財政運営の自主性の大きさを示す指数）で、この指数が大きいほど財政的に余裕があるといえます。 (数値が高いほど好ましい。)</p>
--

平成 28 年度までは、国の緊急経済対策等の制度を活用しながら、事業を実施してきたことから、各年度の決算額は膨張傾向にありました。

しかし、平成 28 年度から始まった普通交付税の算定における特例措置（合併算定替え）の段階的縮減により、本計画期間（H29～R3）中、本市の歳入予算は、大幅に減少していくこととなります。自主財源の少ない本市の歳入予算は、地方交付税等に

よる国からの財政支援を大きな柱としており、その最たる普通交付税の縮減は、市の財政運営に非常に大きな影響を及ぼすとともに、それに応じた歳出削減が強いられることとなります。このことを考慮した場合、本計画期間の財政運営での重要ポイントは、将来の歳入予算の規模を見据えながら、歳出予算の規模をどのように合わせて（縮減して）いくかにあります。

この特例措置の段階的縮減は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で徐々に縮減されるものであり、合併時点では想定されていなかった財政需要額などの算定方法の見直しにより縮減額は緩和されているものの、平成 27 年度と令和 3 年度以降とを比較した場合、単年度で約 18 億円もの普通交付税が削減されるというもので、地方税やその他の歳入の増加が見込めない本市においては、この 5 年間で、これまでに例のないほどの急激な歳入予算の縮減を迎えることとなります。

この急激な歳入減に応じて歳出を抑えるには、道路整備や補助事業といった各種の事業等（市民サービス）を劇的に削減しなければならず、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、長期的な見通しを立てたうえで、本計画期間においては、これまで以上に行政コストの縮減に努めるとともに、これまで積立を行ってきた財政調整基金等を繰入れながら、計画的に将来の歳出予算の規模を縮小させていくこととしています。

## 1. 計画期間

平成 29 年度～令和 3 年度

ただし、計画策定にあたっては、普通交付税算定の合併特例措置（合併算定替え）終了後の財政運営を考慮し、令和 8 年度までの長期財政見通しを踏まえる。

## 2. 主な歳入・歳出費目の算出方法

別紙（8～9 ページ）のとおり

## 3. 中期財政計画（第 3 期）

別紙（7 ページ）のとおり

## 【歳入の主なもの】

- ① **地方税**は、市民税において人口減少に伴う納税義務者の減少などにより、平成 29 年以降、減少していくことを見込んでおり、固定資産税においても、土地の地目変更等による異動や家屋の新增築による評価額の増加を見込むものの、家屋の滅失分や 3 年ごとの評価替えに伴う減価補正などから増減を繰り返し、長期的には減少していくと見込んでいます。

また、軽自動車税においては、平成 28 年度の原付・小型特殊自動車の税率上昇等により増加すると見込むものの、市町村たばこ税と入湯税においては、減少を見込んでおり、5 年後の令和 3 年度には、平成 29 年度と比較すると、市税全体で約 2 億 2,500 万円減少すると見込んでいます。

地方税や使用料などの収入については、収納対策の強化を図り、滞納の解消を目指していますが、重要な自主財源として、今後一層の収納推進に努めなければなりません。

- ② **地方交付税**は、普通交付税において、平成 28 年度の算定基準をもとに、人口などの基礎数値の変動や過去の地方財政計画における地方交付税額の推移、地方債の元利償還金に対する措置分を推計して、交付額を試算しています。

普通交付税は、本市歳入の約 4 割を占める最も重要な歳入ですが、特例措置（合併算定替え）の段階的縮減により、急激に減少することが見込まれ、令和 3 年度には特例措置が全く無くなります。

さらに、特別交付税においても、段階的に縮減されると見込んでいます。

なお、普通交付税・特別交付税ともに、国の地方財政計画の一般歳出が本計画の試算よりもさらに縮減されることがあり得ますので留意が必要です。

- ③ **分担金及び負担金、使用料及び手数料**については、過去 5 カ年の実績等を参考に推計した額を固定していますが、個々の負担額については、受益に見合った適正な負担となるよう、定期的な見直しを進める必要があります。

- ④ **国庫支出金及び県支出金**は、経常的なもの（保育所等運営費や生活保護費などの扶助費に対する国庫支出金など毎年発生する性質を有するもの）については、将来の年齢別人口の推計等をもとに試算し、臨時的なもの（公共事業の実施に対する国庫支出金など臨時的に発生する性質を有するもの）は、段階的に縮減されると見込みながら、投資的経費等の実施見込みを考慮して試算しています。

その結果、経常的なものは増加する見込みですが、臨時的なものは投資的経費等の縮減により減少することで、本計画期間の 5 年間、一時的な増加はあるものの、長期的には緩やかな減少が続くと見込んでいます。

- ⑤ **繰入金**は、特定目的基金からの特定事業に対して充当する繰入分と、歳出に比べて歳入が下回る場合に、財政調整基金等を取り崩して財源不足の補てんを行う繰入分を見込んでいます。

合併してこれまで、計画的な予算縮減を実施してきましたが、普通交付税の算定における特例措置（合併算定替え）の段階的縮減等により、本計画期間の令和

元年度からは財源不足となることを見込まれます。

- ⑥ **地方債**は、後年度の償還が過度の財政負担にならないよう、長期的な財政見通しに立った上で、本計画期間中に見込まれる投資的経費等に応じて、発行額（借入額）を見込んでいます。

なお、大変有利な地方債である合併特例債の活用期限が令和 7 年度まで、過疎対策債の活用期限が令和 2 年度までであることから、効果的かつ計画的な事業実施に努めることとします。

- ⑦ **その他の歳入**では、財産収入において、過去 5 カ年の実績等を参考に推計した額を固定していますが、遊休資産の売却を図るとともに、市有財産の貸付料が適正な水準となるよう定期的な見直しを進め、収入の確保に努めなければなりません。

#### 【歳出の主なもの】

- ① **人件費**は、第 2 次雲仙市定員適正化計画等に基づき試算しています。

本計画の最終年度となる令和 3 年度には、平成 29 年度試算と比較して、職員数（普通会計以外の会計に所属する職員を含む）で 2 人の減となるものの、退職手当負担金の増などにより、約 1 億 500 万円の増加を見込んでいます。

- ② **扶助費**は、少子化の進行により、児童福祉費と教育振興費が減少すると見込んでいますが、同時に、国の制度改正や高齢化の進行などから社会福祉費の増が見込まれ、扶助費全体では、毎年増加しながら、本計画の最終年度となる令和 3 年度には、平成 29 年度試算と比較して約 1 億 8,100 万円の増加を見込んでいます。

- ③ **公債費**は、通常償還分（納期到来に伴う償還）として、既に発行済みの地方債に係る償還予定額に、今後発行を見込む地方債に係る償還推計額を加算して試算しています。

また、将来縮減していく歳出予算に対し、義務的経費である扶助費の増加が見込まれており、公債費が過度に歳出予算を圧迫することがないように、本計画期間においても繰上償還（納期到来前の償還）を計画しています。

- ④ **投資的経費**は、類似団体（人口規模や産業構造が似ている都市）の状況と比較した場合、本市は高い水準（多額の経費を要している）にあり、長期的な財政見通しを踏まえ、普通建設事業費等の計画的な縮減を目指します。

- ⑤ **物件費**は、類似団体との比較において低い水準（あまり経費がかかっていない）を保っていますが、これまでの予算削減の取り組みと併せ更なる縮減を目指します。

⑥ **維持補修費**は、公共施設の老朽化等を考慮して、施設の適切な維持管理と長寿命化を図ることとし、このために必要な経費として、過去 5 カ年の実績等を参考に推計した額を固定しています。

⑦ **補助費等**は、本市が構成員となっている一部事務組合の負担金と一般の補助交付金等を見込んでいますが、投資的経費と同様に、類似団体の状況との比較において高い水準にあり、長期的な財政見通しを踏まえながら、継続的かつ緩やかな縮減を目指します。

義務的な経費である一部事務組合の負担金においては、本市の裁量による縮減は困難ですが、効率性等を見据えながら経費の縮減の検討を進めるとともに、一般の補助交付金等においては、制度の見直し・統合・廃止などによる縮減が必要となります。

⑧ **積立金**は、地域づくり基金等の特定目的基金への積立てを計画したほか、当該年度の歳入が歳出を上回る場合は、その差額を財政調整基金等へ積み立てることとしています。

本計画期間においても引き続き、可能な限りの基金積立を目指します。

⑨ **繰出金**は、高齢化の進展等に伴い、後期高齢者医療特別会計や介護保険事業への繰出金（介護保険については島原地域広域市町村圏組合への負担金）が増加すると見込まれるものの、下水道事業特別会計に対する繰出金については、事業の実施や地方債償還金等の推移に応じて減少すると見込んでおり、繰出金全体では、本計画期間の 5 カ年で約 1 億 3,700 万円の減少を見込んでいます。

また、国民健康保険特別会計への繰出金は、平成 30 年度から県と市町が共同運営する方向ですが、現時点では財政制度等が未定であるため、従来の方で試算しており、本計画期間中は、毎年度、2 億円から 3 億円程度の法定外繰出金を見込んでいます。

なお、簡易水道事業特別会計への繰出金は、平成 29 年度から、簡易水道が水道事業会計（企業会計）への移行に伴い、補助費等（水道事業会計補助金）で見込んでいます。

## 【財政指標等】

① **財政調整基金等**の残高は、本計画期間の令和元年度からは財源不足による取り崩しを見込んでいるため、本計画の最終年度となる令和 3 年度には、平成 29 年度試算と比較して、約 27 億 7,000 万円の減少を見込んでいます。

また、長期見通し期間最終年度となる令和 8 年度までに 66 億円程度を取り崩し、その残高は、約 93 億 3 百万円になると見込んでいます。

② **地方債残高**は、合併特例債の最大限の活用を図ることにより、令和 3 年度をピークに増加しますが、その後は徐々に減少し、長期見通し期間最終年度となる令和 8 年度には、その残高は、約 148 億 6,500 万円になると見込んでいます。

- ③ **経常収支比率**は、普通交付税の特例措置（合併算定替え）の段階的縮減等により令和元年年度をピークに悪化し、その後は増減を繰り返し、長期的には減少していくと見込んでいます。
- ④ **実質公債費比率**は、これまで原則として新たに発行する地方債の額が償還元金を上回らないよう地方債の発行を抑えてきたことで、危険区域とされる 18.0%を超えることはないと思込んでいますが、可能な限り繰上償還等を行うことで更なる軽減を目指します。

【長期財政見通し】（10 ページ参照）

本市の歳入を見る場合、その特徴的な点は、歳入の約 4 割を地方交付税が占めていることであり、その額の推移によって、歳入総額が大きく変動することです。この地方交付税は、合併時点では想定されていなかった財政需要額などの算定方法の見直しにより縮減額は緩和されているものの、合併特例措置が段階的に縮減（平成 28 年度に 90%、以降 70%、50%、30%、10%を交付）され、令和 3 年度には本来の普通交付税の額（一本算定）になることにあわせ、特別交付税も縮小する見込みであるため、本計画期間中、急激な減少となります。

また、地方税や国県支出金など、その他の歳入でも増加を見込む要素は殆どなく、令和 3 年度には過疎対策債の活用ができなくなるなど、歳入の減少傾向が加速化されますが、普通交付税の合併特例措置がなくなる令和 3 年度以降は、減少幅が緩やかになります。

一方、歳出での特徴は、扶助費・公債費といった義務的経費や後期高齢者医療特別会計・介護保険事業等への繰出金が占める割合が非常に高く、扶助費と繰出金にあっては、将来予想される高齢化の進展等に伴い、その割合は益々大きくなっていくことを見込まれます。

このように、歳入が減少する中で義務的経費や繰出金の割合が増加すると、市民サービスに直結する投資的経費や補助費等の経費を圧迫することとなり、結果として、市民サービスの質の低下を招くこととなります。

このため、これまでと同様、歳出予算の縮減を可能な限り緩やかに行うよう、段階的な縮減を長期的に実施することとしていますが、それでも、令和元年度から単年度財源不足の状態になると見込んでいます。

この財源不足については、これまで計画的に積立ててきた財政調整基金等からの繰り入れにより補てんすることとしており、令和元年度以降、財政調整基金等の残高が急激に減少していくこととなります。

雲仙市中期財政計画(平成29年度～令和3年度)

【歳入】

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率
地方税	3,674	—	3,608	△ 1.8	3,585	△ 0.6	3,537	△ 1.3	3,449	△ 2.5
地方譲与税	240	—	229	△ 4.6	218	△ 4.8	208	△ 4.6	198	△ 4.8
各種交付金	889	—	889	0.0	898	1.0	1,113	23.9	1,099	△ 1.3
地方特例交付金	8	—	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0
地方交付税	12,747	—	12,289	△ 3.6	11,663	△ 5.1	11,094	△ 4.9	10,946	△ 1.3
分担金及び負担金	298	—	298	0.0	298	0.0	298	0.0	298	0.0
使用料及び手数料	340	—	340	0.0	342	0.6	344	0.6	344	0.0
国・県支出金	7,041	—	7,196	2.2	6,858	△ 4.7	6,784	△ 1.1	6,661	△ 1.8
繰入金	234	—	234	0.0	1,301	456.0	1,165	△ 10.5	937	△ 19.6
地方債	3,865	—	3,985	3.1	3,900	△ 2.1	5,135	31.7	3,519	△ 31.5
その他	725	—	657	△ 9.4	635	△ 3.4	622	△ 2.1	674	8.4
歳入合計	30,061	—	29,733	△ 1.1	29,708	△ 0.1	30,308	2.0	28,133	△ 7.2

【歳出】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率
義務的経費	14,505	—	14,646	1.0	14,706	0.4	13,870	△ 5.7	13,702	△ 1.2
人件費	3,856	—	3,857	0.0	3,977	3.1	3,963	△ 0.4	3,961	△ 0.1
扶助費	6,618	—	6,667	0.7	6,716	0.7	6,762	0.7	6,799	0.6
公債費	4,032	—	4,121	2.2	4,012	△ 2.6	3,145	△ 21.6	2,943	△ 6.4
投資的経費	4,495	—	4,994	11.1	4,829	△ 3.3	7,120	47.4	5,330	△ 25.1
その他	11,061	—	10,094	△ 8.7	10,173	0.8	9,318	△ 8.4	9,101	△ 2.3
物件費	2,620	—	2,537	△ 3.2	2,485	△ 2.1	2,435	△ 2.0	2,335	△ 4.1
維持補修費	81	—	81	0.0	82	1.2	83	1.2	83	0.0
補助費等	3,695	—	3,949	6.9	4,154	5.2	3,350	△ 19.4	3,242	△ 3.2
積立金	700	—	200	△ 71.4	200	0.0	200	0.0	200	0.0
投資及び出資金・貸付金	606	—	50	△ 91.8	33	△ 34.0	20	△ 39.4	20	0.0
繰出金	3,339	—	3,257	△ 2.5	3,199	△ 1.8	3,210	0.3	3,202	△ 0.3
予備費	20	—	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0
歳出合計	30,061	—	29,733	△ 1.1	29,708	△ 0.1	30,308	2.0	28,133	△ 7.2

歳入歳出差し引き	0	0	0	0	0
翌年度に繰越すべき財源	0	0	0	0	0
実質収支	0	0	0	0	0

財政調整基金等残高	15,932	—	15,932	0.0	14,872	△ 6.7	13,872	△ 6.7	13,162	△ 5.1
地方債残高	23,272	—	23,270	0.0	23,263	0.0	23,725	2.0	24,368	2.7

経常収支比率	88.3	92.0	96.4	92.1	91.8
実質公債費比率	4.0	5.4	7.1	8.8	9.9

※端数整理(千円単位で試算後、百万円単位に四捨五入)のため、合計欄等が合わない場合がある。

※財政調整基金等残高は当該年度末の「財政調整基金残高」と「減債基金残高」の合計額である。

## 【主な歳入・歳出費目の算出方法】

### 試算の前提

- ・普通会計ベース（本市は一般会計に同じ）で作成した。
- ・地方財政制度は、平成 29 年 1 月末までに判明した翌年度以降の地方財政制度によった。
- ・人口は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』をもとに算出し、国勢調査年以外の年の人口増減率は、当該期間中を同率として推計した。

（単位：人）

年齢区分別人口	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
65 歳以上	14,083	14,696	14,865	14,679	14,135
15 歳以上 65 歳未満	25,005	22,435	20,235	18,306	16,672
15 歳未満	5,438	4,777	4,181	3,742	3,440
合 計	44,526	41,908	39,281	36,727	34,247

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口より

### 歳入

区 分	算 出 方 法
地方税	平成 27 年度決算を基礎として、主に次の点を考慮して試算した。 ①人口減少等に伴う市民税等の減 ②土地・家屋の評価替え等に伴う固定資産税の減
地方譲与税 各種交付金	平成 27 年度決算を基礎として、過去 5 カ年の実績や人口減少等の要因を考慮して試算した。
地方特例交付金	平成 27 年度決算を基礎として、過去 5 カ年の実績等を考慮して試算した。
地方交付税	普通交付税については、平成 28 年度交付額を基礎として、次の点を考慮して試算した。 ①国勢調査人口等の基礎数値の変動による影響 ②地方債の元利償還金に対する交付税措置見込み ③平成 28 年以降の合併に伴う特例措置（合併算定替え）の縮減 ④臨時財政対策債の縮減 特別交付税については、今後、段階的に縮減されることを見込み試算した。
分担金・負担金 使用料・手数料	平成 27 年度決算を基礎として、過去 5 カ年の実績等を考慮して試算した。
国県支出金	平成 27 年度決算を基礎として、扶助費に係る国県支出金は、将来の年齢別の人口推移などを考慮して試算し、その他経費に係る国県支出金については、段階的に縮減されることを見込み試算した。
繰入金	平成 27 年度決算を基礎として、ふるさと応援基金などの特定目的基金の特定事業への充当を見込んで試算した。
地方債	地方債については、過去の決算額の推移を参考に発行額の上限を推計した。令和 3 年度以降は、過疎対策債の活用はできないものとし、合併特例債については、令和 7 年度まで発行することとして試算した。
その他	諸収入については、地域総合整備資金貸付金元利収入等を考慮して試算し、その他の歳入については、平成 27 年度決算までの過去 5 カ年の実績等を考慮して試算した。

歳出

区 分	算 出 方 法
人件費	人件費については、平成 27 年度決算を基礎として、定員適正化計画による職員削減目標を考慮して試算した。 (ただし、特別会計に属する職員等の人件費は除く)
扶助費	扶助費については、社会福祉・児童福祉・生活保護・災害救助・教育等における事業について、平成 27 年度決算を基礎として、将来の年齢別の人口推移等を考慮して試算した。
公債費	公債費については、通常の償還分として、すでに発行済みの地方債に係る償還予定額に、今後発行を見込む地方債に係る償還推計額を加算した。 また、原則として地方債残高を増やさないとを基本として試算した。
投資的経費	投資的経費については、過去の実績、将来の財政状況及び類似団体の水準等を考慮して試算した。
物件費	物件費については、将来の財政状況等を考慮し、継続的な縮減を目標として試算した。
維持補修費	維持補修費については、平成 27 年度決算を基礎として、過去 5 カ年の実績等を考慮して試算した。
補助費等	補助費等については、平成 27 年度決算を基礎として、義務的な一部事務組合への負担金等を見込むとともに、その他の負担金や単独補助等に係る経費については、継続的な縮減を目標として試算した。
積立金	積立金については、当該年度の歳入が歳出を上回る場合に、財政調整基金等に積み立てることとして試算した。
投資・出資・貸付金	投資及び出資金・貸付金については、商工業者振興資金預託金及び中小企業経営緊急対策資金預託金、地域総合整備資金による貸付金を見込み試算した。
繰出金	繰出金については、下水道事業における事業計画・企業債償還金の推移などを考慮して試算し、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計、介護保険事業に係る繰出金においては、将来の年齢別人口など対象者の推移を考慮して試算した。

【参考】雲仙市長期財政見通し

(単位:百万円、%)

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地方譲与税	3,674	3,608	3,585	3,537	3,449	3,401	3,343	3,282	3,229	3,174
地方交付税	1,137	1,126	1,125	1,329	1,306	1,283	1,260	1,238	1,217	1,196
国・県支金	12,747	12,289	11,663	11,094	10,946	11,079	11,268	11,337	11,429	11,616
地方債	7,041	7,196	6,858	6,784	6,661	6,528	6,448	6,374	6,304	6,239
その他	3,865	3,985	3,900	5,135	3,519	1,595	1,544	1,495	1,448	1,402
歳入合計(A)	30,061	29,733	28,648	29,370	27,423	25,445	25,448	25,360	25,260	25,253

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
義務的経費	14,505	14,646	14,706	13,870	13,702	14,161	14,430	14,346	14,375	14,216
人件費	3,856	3,857	3,977	3,963	3,961	3,955	3,958	3,926	3,921	3,924
扶助費	6,618	6,667	6,716	6,762	6,799	6,831	6,861	6,893	6,922	6,952
公債費	4,032	4,121	4,012	3,145	2,943	3,376	3,611	3,526	3,533	3,340
投資的経費	4,495	4,994	4,829	7,120	5,330	3,252	3,153	3,058	2,962	2,874
その他	10,561	10,094	10,173	9,318	9,101	8,956	8,887	8,774	8,649	8,530
物件費	2,620	2,537	2,485	2,435	2,335	2,265	2,197	2,131	2,067	2,005
補助費	3,695	3,949	4,154	3,350	3,242	3,162	3,146	3,069	2,985	2,910
繰出金	3,339	3,257	3,199	3,210	3,202	3,207	3,222	3,252	3,276	3,292
その他	907	351	335	323	323	323	323	323	323	323
歳出合計(B)	29,561	29,733	29,708	30,308	28,133	26,370	26,470	26,178	25,987	25,620

※【歳入】の「その他」に含まれる「繰入金」及び【歳出】の「その他(その他)」に含まれる「積立金」には、財源不足調整のための財政調整基金等からの「繰入金」及び同基金への「積立金」は含まない。  
 ※端数整理(千円単位で試算後、百万円単位に四捨五入)のため、合計欄等が合わない場合がある。

財源過不足額(A)-(B)	500	0	△ 1,060	△ 938	△ 710	△ 925	△ 1,022	△ 818	△ 727	△ 367
財政調整基金等による補てん	0	0	1,060	938	710	925	1,022	818	727	367
財政調整基金等への積立て	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0

財政調整基金等残高	15,932	15,932	14,872	13,872	13,162	12,237	11,215	10,397	9,670	9,303
地方債残高	23,272	23,270	23,263	23,725	24,368	22,670	20,686	18,733	16,727	14,865

※財政調整基金等残高は当該年度末の「財政調整基金残高」と「減債基金残高」の合計額である。

経常収支比率	88.3	92.0	96.4	92.1	91.8	92.9	93.3	92.8	92.4	90.3
実質公債費比率	4.0	5.4	7.1	8.8	9.9	11.7	13.5	13.4	14.0	13.9

おわりに

本計画は、計画策定時点で把握できた平成 29 年度以降の地方財政制度等に基づき策定したものです。

社会情勢や国の政策等がめまぐるしく変動する中、今後の地方交付税やその他の歳入見込みについては、将来の経済情勢や地方財政制度の見直しにより、大きく左右されることとなります。特に、本市の財政が一番影響を受ける普通交付税において、平成 28 年度から始まった合併特例措置の段階的縮減により歳入が激減していくことは、合併前から判明している明確な事項であります。普通交付税の算定方法見直しにより縮減額が緩和されてはいるものの、今後の国の財政事情によっては、更に削減を強いられる場合も想定されます。

また今後、地方分権の一層の推進等に伴う歳入・歳出の更なる改革が実施された場合、市の施策においても、市民サービスの維持・確保等のため、現時点では想定していない歳出を余儀なくされることも考えられます。

このような中、今後の財政運営にあたっては、常に長期的な財政運営を視野に、これまで以上の行政コスト縮減に努めるとともに、国県等の動向や施策を注視しながら、有効な施策や制度には積極的に取り組み、市経済の活性化や市民生活の向上に向け、より効率的・効果的に、事業の重点化を進めなければなりません。

現在の本市の財政規模は、標準的な規模から大きく膨らんだものと言わざるを得ません。自治体の行財政運営において、効果や効率性を求めたスリムな行財政運営の追及は、行政の不偏の目標であり、可能な限り早期に、本市の財政規模が本来の適正な規模となり、安定した行財政運営が継続できるよう、本計画を財政運営の指針として進めてまいります。